

沖縄県食品ロス削減県民運動パートナーステッカー使用要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県食品ロス削減県民運動パートナーステッカー（以下「ステッカー」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ステッカーとは、別紙1に掲げるものとする。

(使用に関する権利)

第3条 ステッカーに関する一切の権利は、県に帰属する。

(使用目的)

第4条 ステッカーは、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図る目的で使用するものとする。

(使用の範囲)

第5条 ステッカーを使用できるのは、「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録している事業者とする。

(使用条件)

第6条 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、食品ロス削減及びパートナー登録制度の普及・啓発のため、ステッカーを使用することができる。この場合において、県への使用申請は要しない。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 営利目的に使用すること。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
- (5) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

(遵守事項)

第7条 ステッカーの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第6条に定める使用条件に従うこと。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ステッカーについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。

(使用に関する責任)

第8条 ステッカーを使用した事案についての苦情等が発生した場合、一切の責任はステッカー

の使用者に帰するものとし、使用者は誠意を持って必要な措置を講じなければならない。

(使用の中止)

第9条 「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー」登録制度実施要領第8条に基づき登録が中止になった場合、パートナーはステッカーを使用してはならない。

(使用の禁止)

第10条 使用者が第6条に定める使用条件に反する使用を行った場合、その他使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対してステッカーの使用を禁止することができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月26日から施行する。

